

給与制度の見直しに係る組合交渉

- 交渉日時 令和元年(2019年)11月7日(木) 14:00～14:25
- 交渉場所 市役所8階第2会議室
- 出席者 当局側 総務部長, 総務部次長, 人事課長, 行政改革課長,
人事課主査, 行政改革課主査
企業局管理部長, 企業局管理部次長, 企業局管理部総務課長
病院局管理部長, 病院局管理部次長, 病院局管理部庶務課長,
病院局管理部庶務係長
組合側 市職労, 水道労組, 交通労組, 病院労組の各書記長

交渉項目	給与制度の見直しについて
交渉要旨	<p>(組合) 今回の提案に関する市の考え方を伺いたい。</p> <p>(当局) 今回の提案は, 本年10月11日に閣議決定された一般職の国家公務員の給与改定に係る人事院勧告の完全実施の取り扱いと給与法改正案の内容を踏まえ提案している。</p> <p>(組合) 年内に給与改定と差額支給を行う場合のスケジュールを伺いたい。</p> <p>(当局) 差額支給は, 11月中旬までに貴職との合意・妥結が得られ, 12月の市議会に関連条例改正案を提出し, 12月上旬に議決を得られれば, 年内に差額支給することができると考えている。</p> <p>(組合) 住居手当の見直しを国公準拠としている理由を伺いたい。</p> <p>(当局) 市においては, 住居手当に限らず, 給料その他諸手当の水準については, 人事院勧告に基づく国家公務員の給与水準に準ずるということで, 地方公務員法が定める均衡の原則を実現してきており, 今回もこうした考えのもと提案したものである。</p> <p>(組合) 住居手当の改定に伴う影響について伺いたい。</p> <p>(当局) 10月1日現在, 市, 企業局, 病院局をあわせ, 882人が住居手当の支給を受けているが, この度の改定で, 支給対象外となる職員が1名,</p>

	<p>減額となる職員が472名で影響額は月額796,900円の減，増額となる職員が388名で影響額は月額388,000円の増，変更の無い職員は21名となる。</p> <p>(組合)</p> <p>会計年度任用職員の導入スケジュールについて伺いたい。</p> <p>(当局)</p> <p>市長部局の場合は，12月議会で関連条例の議決をいただいた後，年内に募集，1月中旬に1次試験，2月上旬に2次試験を実施して，2月中旬には採用者を決定したい。</p> <p>また，現行嘱託職員として更新任期を残している職員は，人事評価のうえ，選考採用することを予定しており，意向調査等の選考手続きを進めていく予定である。</p> <p>(組合)</p> <p>人事院規則の改正を踏まえ，本年4月に時間外勤務命令の上限を規則で定めたが，時間外労働の状況について伺いたい。</p> <p>(当局)</p> <p>今年度上期の実績を昨年度の同時期と比較すると，約5,100時間減少しているが，これまでも基準を示して時間外勤務の縮減に取り組んでおり，上限規制を設けたことによる直接的な効果かどうか，判断は難しいと認識している。</p> <p>(組合)</p> <p>給与改定と住居手当の改定は，一体的に検討させていただきたい。</p> <p>給与改定と差額支給の関係は，11月中旬までに合意できれば年内の差額支給が可能とのことであるため，国の法律改正の状況や各単組の上部団体の方針など状況が整えば，組合としても所定の手続きをとらせていただきたい。</p> <p>是非11月13日に交渉の場を設けてほしい。その場で状況が整っているようであれば，所定の手続き等を取りたい。</p>
交渉結果	(交渉継続)
備考	

(総務部行政改革課 令和元年11月11日現在)